

## 公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村法制事務支援事業助成金交付取扱要領

第1 この要領は、公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村法制事務支援事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、市町村法制事務支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に係る事務の取扱について必要な事項を定める。

第2 助成金の交付対象者は、県内市町村（政令市を除く）とする。

第3 要綱第3条第1項にいう「外部機関に委託等」とは、同条中の委託業務のほか外部機関に会費として支出する場合も含むものとする。

第4 助成金交付額は、次のとおりとし、各々について単年度毎に助成する。

(1) 条例等制定事務については、条例、規則等の本数に係わらず、要綱第3条第1項に掲げる経費の3分の2以内、100万円を限度とする。

(2) 法制支援サービスについては、要綱第3条第2項に掲げる経費の3分の2以内、100万円を限度とする。

第5 助成期限は、次のとおりとする。

(1) 条例等制定事務については、一の条例、規則等につき、3年度間を限度とする。

(2) 法制支援サービスについては、5年度間を限度とする。

第6 要綱第4条に言う助成金の交付申請時期は、対象事業の着手（外部機関と契約等）後、3ヶ月以内とする。

### 附 則

この要領は、平成13年度助成金から適用する。

### 附 則

この要領は、平成20年度助成金から適用する。

### 附 則

この要領は、平成23年度助成金から適用する。

### 附 則

この要領は、平成24年度助成金から適用する。